

「公園施設修繕」仕様書

1 業務名

公園施設修繕

2 業務の目的

利用者の利便性を回復するために、修繕するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年6月30日まで

4 履行場所

姉坊城公園 : 中京区西ノ京池ノ内町26-25他

堤外公園 : 南区吉祥院堤外町20他

谷口の森公園 : 右京区谷口園町5-5他

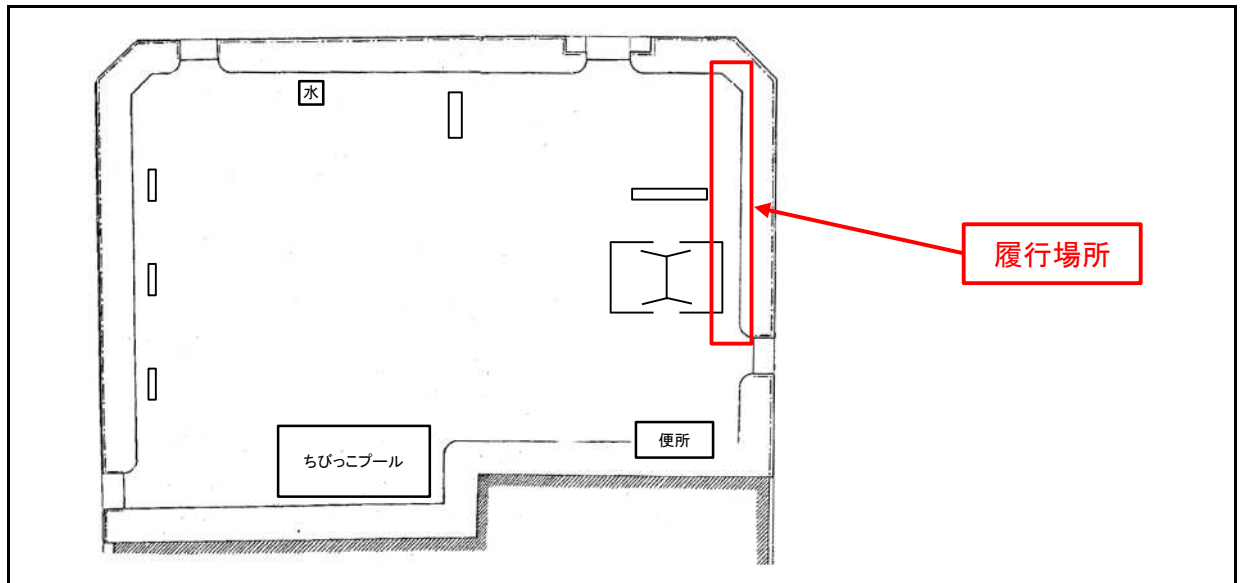
5 業務内容

詳細については、別紙を参照

6 支払条件

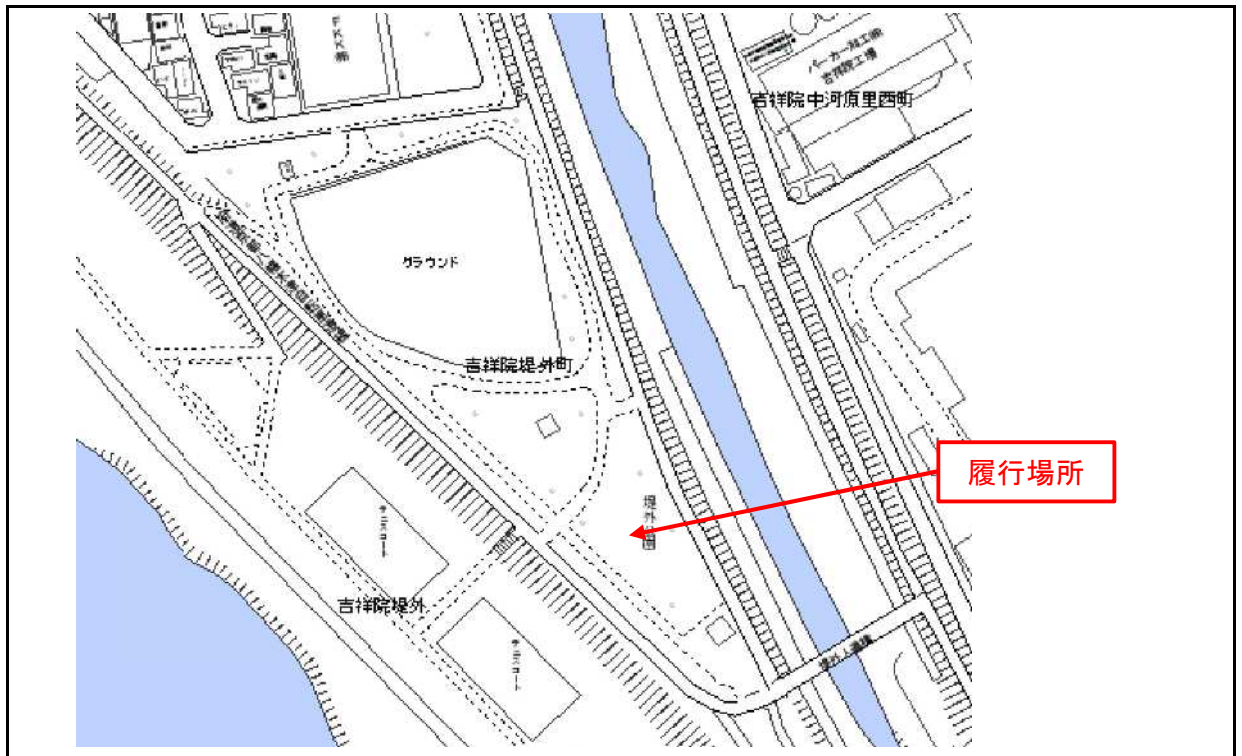
業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、
本業務に係る経費を支払う。

位置図 ・ 現況写真



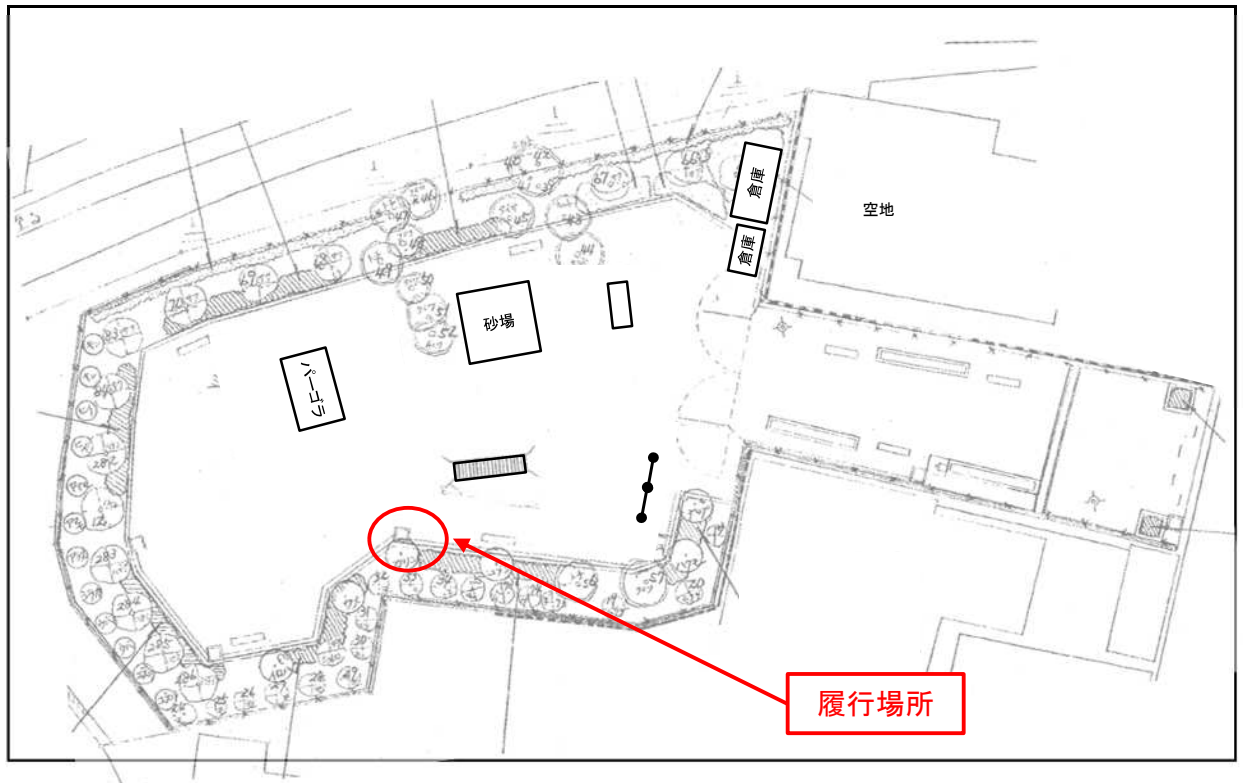
- ◆ 植栽帯を囲う公園側のフェンスが老朽化しているため撤去する。
- ◆ フェンスとともに、土留めのブロック類を撤去する。
- ◆ フェンスのあった位置に、樹脂製の土留めを設置する。
※前田工織：樹脂杭(建て込みタイプ H400)同等品以上とする。
- ◆ 破損している部材、周辺箇所の取り壊しと復旧、撤去した資器材の適正な処分を含む。

位置図 ・ 現況写真



- ◆ テーブルのみになっている箇所に、樹脂製のベンチを2基設置する。
※前田工織：擬木ベンチ(W400×L2000×H400)同等品以上とする。
- ◆ 破損している部材、周辺箇所の取り壊しと復旧、撤去した資器材の適正な処分を含む。

位置図 ・ 現況写真



- ◆ 根上がりによって不陸している範囲の縁石を取り外す。
(樹木は伐採済みのため、枯死等を考慮する必要はない)
- ◆ 原因となっている根を切断、撤去する。
- ◆ 不陸の無いように接地面を転圧し、取り外していた縁石を再敷設する。
- ◆ 作業に伴い、周辺施設を破損した場合は、同等品により復旧する。
- ◆ 作業に伴い発生した資器材の適正な処分を含む。